

平成28年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（2月16日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
諸報告	4
会期の決定	4
議案第1号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	5
表決	5
議案第2号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
表決	6
議案第3号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	7
表決	8
議案第4号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	8
質疑	10
小沢和悦君	10
（答弁）羽田施設整備課長	10
小沢和悦君	11
（答弁）羽田施設整備課長	11
小沢和悦君	11
（答弁）羽田施設整備課長	11
小沢和悦君	11

(答弁) 羽田施設整備課長	1 1
小沢和悦君	1 2
(答弁) 大場副管理者	1 2
小沢和悦君	1 2
(答弁) 大場副管理者	1 3
小沢和悦君	1 3
(答弁) 大場副管理者	1 4
小沢和悦君	1 4
(答弁) 大場副管理者	1 5
小沢和悦君	1 5
只野直悦君	1 5
(答弁) 羽田施設整備課長	1 5
只野直悦君	1 6
(答弁) 大場副管理者	1 6
只野直悦君	1 6
(答弁) 大場副管理者	1 7
只野直悦君	1 7
(答弁) 羽田施設整備課長	1 7
只野直悦君	1 7
(答弁) 大場副管理者	1 7
只野直悦君	1 8
(答弁) 羽田施設整備課長	1 8
只野直悦君	1 8
(答弁) 羽田施設整備課長	1 8
只野直悦君	1 8
表決	1 9
閉会	1 9

平成28年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成28年2月16日（火）

午後3時00分開会～午後4時03分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第3号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤清隆君 | 2番 | 氷室勝好君 |
| 3番 | 加藤善市君 | 4番 | 只野直悦君 |
| 5番 | 小沢和悦君 | 6番 | 佐藤貞善君 |
| 7番 | 今野公勇君 | 8番 | 下山孝雄君 |
| 9番 | 伊藤淳君 | 10番 | 米木正二君 |

11番 遠藤 积雄 君

13番 吉田 眞悦 君

15番 山岸 三男 君

12番 門田 善則 君

14番 藤田 洋一 君

5 欠席議員 (なし)

6 説明員

管理者 伊藤 康志 君

副管理者 大橋 信夫 君

副管理者 大場 敬嗣 君

施設整備課長 羽田 昌勝 君

消防本部長
消防次長 早坂 久寿 君

副管理者 早坂 利悦 君

副管理者 相澤 清一 君

事務局長兼
総務課長 瀬戸 晃 君

消防本部長
消防本部長 大久保 記一朗 君

消防管理課長
消防管理課長 大石 誠 君

7 議会事務局出席職員

事務局長 玉澤 永吉 君

主査 米澤 美紀子 君

総務課長
総務企画係長 大森 恭 君

議事係長 佐々木 聡 君

総務課長補佐 川鍋 正敏 君

総務課主事
総務企画係主事 猪股 俊介 君

会 議 の 経 過

開 会

午後3時00分

○議長（佐藤清隆君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成28年第1回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（佐藤清隆君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○議長（佐藤清隆君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る1月8日に開催されました涌谷町議会定例会1月会議において、遠藤稔雄議長、門田善則議員が当組會議員に選出されました。

また、2月5日に開催されました色麻町議会定例会2月会議において、佐藤貞善議長、今野公勇副議長が当組會議員に選出されました。

まことにおめでとうございます。

皆様方には、当組規約第5条の規定により、組會議員に御就任されました。

よって、議会会議規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。

佐藤貞善議員6番、今野公勇議員7番、遠藤稔雄議員11番、門田善則議員12番に指定いたします。

ここで、皆様から御挨拶をいただきたいと思います。

初めに、佐藤議員お願いいたします。

○6番（佐藤貞善君） 色麻町の議長に就任いたしました佐藤貞善と申します。

よろしく御指導のほどお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） 次に、今野議員お願いします。

○7番（今野公勇君） 色麻町副議長を仰せつかりました今野公勇であります。

大崎広域行政事務組合、課題が山積しているようでありますので、微力ながら一生懸命務めさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） 次に、遠藤議員お願いします。

○11番（遠藤稔雄君） 遠藤でございます。

今度は幾らか知っております分、責任を重く感じておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） 次に、門田議員お願いします。

○12番（門田善則君） 門田と申します。

今度の改選によりまして、大崎のほうに出ることになりました。顔ぶれを見ますと、私は4回目の当選であります。年は一番若いかなんて思っております。その分いっぱい勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤清隆君） 頑張ってください。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 既に議長から御紹介があり、御挨拶のございました4人の議員の方々をお迎え申し上げますに当たりまして、お祝い、御挨拶を申し上げたいと思っております。

今ほど御紹介、そしてまた御挨拶がありました方々でございますが、去る1月8日に開催されました涌谷町議会定例会1月会議におきまして、遠藤議長、門田議員のお二人が当組合議会議員として選出されました。御就任をお喜び申し上げます。

また、2月5日に開催されました色麻町議会定例会2月会議におきまして、佐藤議長、今野副議長のお二人が当組合議会議員として選出されました。あわせて御就任をお喜びを申し上げたいと思っております。

今般選出されました議員の皆様方には、それぞれ卓越した経験、識見を生かされまして、大崎地域の振興発展に御尽力賜りますようお願い申し上げます。御就任のお祝いといたします。おめでとうございます。

「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤清隆君） 日程第2 本日の会議録署名議員を指名いたします。4番只野直悦議員、15番山岸三男議員のお二人にお願いをいたします。

本日、遅刻する旨の届け出がありましたのは3番加藤善市議員でありますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので報告をいたします。

「日程第3 諸報告」

○議長（佐藤清隆君） 日程第3 諸報告を行います。

議会運営委員会委員の御報告を申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により、私から色麻町議会選出の佐藤貞善議員、並びに涌谷町議会選出の遠藤稔雄議員を議会運営委員に指名いたしました。

「日程第4 会期の決定」

○議長（佐藤清隆君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（佐藤清隆君） 日程第5 議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本議案は、平成27年10月22日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

事故の概要は、平成27年9月29日午後1時40分ごろ、遠田郡涌谷町字関谷沖名291番地1、大崎広域東部クリーンセンタープラットホームにおいて、搬入されたごみを安全に投入するためのダンピングボックスを当組合職員が上昇させたところ、停車中の相手方車両右側後部ボディフロア及びコンビネーションランプに接触し、破損させたものであります。

主たる原因は、当組合職員が安全確認を怠ったことにより接触したものであり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額6万1,548円を支払うことで合意をいただきました。

以上、議案第1号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

「日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（佐藤清隆君） 日程第6 議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

本議案は、平成28年1月26日に地方自治法179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

概要につきましては、平成26年6月に行政不服審査法が改正され、処分及び不作為による審査請求があった場合、それを審理し裁決を下すに当たり、法律または行政に関して十分な識見を有する者で構成された第三者機関に対して諮問して意見を求めることが義務づけられました。

第三者機関は地方公共団体に設置義務があり、客観性、中立性の確保、また法令などに熟知した者での組織構成が必要であることから、組合独自の設置は困難であります。そのため、今回、平成28年4月の本法施行に合わせ宮城県の設置する第三者機関に事務委託することとし、本議案は宮城県とその委託に関する協議を行ってよろしいかについて承認をいただくものであります。

なお、この事務委託については当組合以外にも第三者機関の設置が難しい複数の県内自治体が委託する予定となっていることを御紹介申し上げます。

以上、議案第2号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決をいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

「日程第7 議案第3号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（佐藤清隆君） 日程第7 議案第3号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第3号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページ、及び条例の一部改正に関する資料をお開き願います。

昨年8月6日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が本年1月26日に公布されました。

本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として組合の現状及び構成市町の状況などを鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条及び第2条につきましては職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1点目は、給料表の改正で若年層を重点に平均0.4%引き上げるものであり、平成27年4月1日から適用いたします。

第2点目は、勤勉手当について年間0.1月分を引き上げるものであり、今年度につきましては12月勤勉手当を0.1月分、来年度以降は6月、12月とも0.05月分を引き上げるものであります。

また、同様に再任用職員の勤勉手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については12月勤勉手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.025月分を引き上げるものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について年間0.1月分を引き上げるものであり、今年度については12月期末手当で0.1月分、来年度以降は6月、12月とも0.05月分を引き上げるものであります。

以上、議案第3号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第8 議案第4号 平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）」

○議長（佐藤清隆君） 日程第8 議案第4号平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第4号平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算

(第3号)について御説明申し上げます。

補正の主な内容につきましては、議案第3号で御説明申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う職員人件費の増額、職員の退職や人事異動及び標準報酬制移行に係る共済費等の減額などについて補正するものであります。

議案書の11ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに3,481万6,000円を減額し、予算総額を70億4,659万4,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、12ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、13ページの第2表のとおり1件を追加するものであります。これは西地区熱回収施設等整備事業に係る用地取得費と物件移転補償費など、総額14億7,727万3,000円を限度額に設定し、財源については財政調整基金から充当するものであります。

なお、仮契約締結後、3月25日の組合議会定例会に提案する予定となっておりますが、引き渡しまでの期間を要することから、債務負担行為を設定し、平成28年度予算の確保をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、13ページ第3表のとおり1件を変更するものであります。

これは当初、交付税算入率70%の施設整備事業債と交付税算入のない一般単独事業債の2種類の起債を予定しておりましたが、今回の歳入歳出予算の減額補正による調整額を化学消防ポンプ自動車購入財源として充当し、当初予定していた組合債の借入金を減額するものであります。

次に、平成27年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、前年度繰越金であります。

10款1項組合債は、先ほどの地方債の補正で御説明したとおり、化学消防ポンプ自動車購入に係る財源の組み替えを行うもので、3,810万円を減額補正するものであります。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。

5ページ以降の各款項目の職員人件費につきましては、職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う職員人件費の増額、人事異動等に伴う調整でございますので省略させていただきます。

1款1項議会費で104万円の減額、2款1項総務管理費は財政調整基金で積立金951万4,000円の増額など、合わせて1,465万4,000円の増額補正であります。

2款3項監査委員費で127万円の減額、3款1項児童福祉費で474万円の減額補正であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費で674万円の減額補正、3項清掃費では338万円の減額補正で、そのうちごみ処理施設管理運営費は、西地区熱回収施設等整備事業に係る用地取得及び物件移転補償に係る売買契約時の印紙代として需用費に16万円の増額など、合わせて734万円の増額補正であります。

し尿処理施設管理運営費は1,072万円の減額補正であります。

5款1項消防費で2,751万円の減額で、2目消防施設費は化学消防ポンプ自動車購入に係る財源の組み替えを行うもので、当初予定しておりました地方債の借入額3,810万円を減額し、今回の減額補正による一般財源から3,810万円を充当するものであります。

9ページ、10ページをお開き願います。

6款1項教育総務費で479万円の減額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3,481万6,000円を減額し、平成27年度の予算総額は70億4,659万4,000円となりました。

以上、議案第4号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤清隆君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） ただいま上程されました議案第4号につきまして、質疑をさせていただきます。

私がこの通告書を出したのは11日でございます、その次の日に地元のマスコミに「熱回収施設整備へ 都市計画変更案に地元同意」という報道がなされました。この内容も含めて質疑をさせていただきたいと思えます。

この報道によりますと、今月の10日、西地区熱回収施設、リサイクル施設の整備計画と事業に伴う都市計画変更案の説明会が行われ、住民は都市計画変更案に同意し、既存施設周辺を拡張し整備する方針が固まったとされております。

この債務負担行為の追加補正は、施設建設を予定し地元桜ノ目宮沢地域との建設についての同意が得られたことにより行われるものかどうか、まずこれをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 施設整備課長の羽田です。よろしく申し上げます。

ただいま小沢議員から、債務負担行為の関係で用地をめぐる地元との話し合いの結果として、債務負担行為の補正が必要になったかということについてお答えしたいと思います。

このことにつきましては、地権者との土地買収と物件移転補償の補正であります。

また、地元との話し合いにつきましては、現在地拡張型の候補地として地元住民説明会や地区会、地区を代表する桜ノ目地区役員の皆様と意見交換会を開催しながら、土地買収並びに新設として建設することを御説明し、御理解を得ながら進めてまいりました。

今後のスケジュールといたしましては、地権者との最終交渉、仮契約を取り交わして、3月議会に契約について御提案したいと考えております。

また、2月10日に第4回住民説明会並びに大崎市より都市計画変更案について御説明を行い、地元からの同意が得られましたことをあえて御報告をさせていただきます。

以上、答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） 5番小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、これは地元の同意等は関係なしだと、問題は地権者との関係だと、こういう御答弁でございますね。そうしますと、前は地元からの同意が得られずに、いわばだめになったという感じのマスコミ報道がありましたけれども、それは変わったんじゃないんですか。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 済みませんでした。地元の同意も得られ、そしてまた地権者との交渉に入るということの関係でございます。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そういう方向でなければ、何ぼ地権者がよくたって地域がだめだとなればこれはだめだと思うんです。そこでこのマスコミ報道を見ますと、広域行政事務組合や大崎市は整備基本計画や生活環境影響調査の結果等々の説明をした後に、地元振興策の事業費を来年度予算案に計上し、住民と話し合い内容を練り上げたいと、こういったふうに答えたと伝えられていますが、この内容についてもほぼ示されたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 内容につきましては、地元地域から要請書が提出されました。その中身につきまして、その一つに協議会の設置をするということに相なりまして、その中で協議を進めていくという方向で今取り組んでおります。

また、この協議会設置につきましては、2月25日に設置する方向で今進んでおります。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、ここに言われている来年の事業費というのは協議会の設置にかかわるものだということになるようですが、そこで住民からは市が地域振興などに責任を持って当たってほしいといった意見があり、都市計画変更に同意するが、それは先進的なまちづくりに取り組む条件での同意だとする意見書が提出されたということのようですが、それは間違いはないですか。言ってみれば条件つきだと。

○議長（佐藤清隆君） 施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） その条件につきましては、施設の整備と周辺のまちづくりをもって条件とするということで、協議会を設立しながら協議会の中で進めていくということで合意しております。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） それでなんですが、2月10日に提出された住民代表の意見書には、2月25日に第1回会合が開かれる予定の（仮称）大崎広域西地区熱回収施設整備等周辺環境整備推進協議会が設置されて、話し合いの環境が整ったことなどから都市計画変更に同意するが、万が一、信頼を損ねるようなことが生じた場合には、地域住民、ごみ焼却等施設整備検討委員会、地区会、区長などと相談しながら対応するという趣旨が書かれておまして、その話も10日に読み上げてあったようでございますが、これは条件つき同意、条件が崩れた場合は白紙に戻すという地元の意思表示ということだと思っておりますが、そういうことで覚悟しているということでしょうね。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） もとより私どもの一般廃棄物処理施設については、地域条件からすると余りなじまない、俗に不快施設とも言う言葉が使われております。そうした環境の中で当桜ノ目地区についてはこれまでも、これから先、未来永劫にわたってもその施設が恒久的に張りつくということからすれば、子々孫々まで含めて何とか地域の活性化、つまりまちづくりの視点から、私どもの施設がどう地域と一体的に整備されるのかということが大きな論点でございます。そういう意味で、今小沢議員お尋ねの同意条件云々については、それは当然至極、全国でもまれな協議会、建設が始まる当初から協議会が設置をされ、住民、そして第三者、そして私ども設置する側と、そうした形で協議会が設置されたということが一つのお墨つきでもありますので、この協議会の中でそれぞれ問題点を整理していきたい。

と申しますのも、まちづくりの視点からすれば大崎市にかかわること、1市4町を含めた組合行政にかかわること、それらが当然まちづくりの視点からすればかかわってまいりますので、それらを一つ一つ、あるいは協議会の中で精査をし、あるいは大崎市とそれぞれ協議をして短期・中期・長期の形の中で、それぞれ要請を受けた計画をどう練り上げていくかということも協議会でひとつ詰めていきたいと、そういうスタンスでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） その覚悟はやっぱり必要だと思います。

ところで意見書の中には、私も新聞に載ったので見せていただいたのでありますが、廃棄物処理法は、一般廃棄物の処理や減量などの事務事業は、本来市町村の仕事なんだと。ところがほとんどが広域行政事務組合任せになっており、ごみの減量化や資源化などの普及啓発の取り組みが見えないということで、ごみが搬入され処理されている地域住民の立場、つまりあの地域だね。この立場に立って考え、新施設が稼働するまで、法の趣旨に従い、構成市町の事務に改めていただきたいということが求められております。

また意見書には、立地自治体である大崎市においては、総合計画や環境基本計画等にこの事

業を位置づけて、毎年度の主要施策の成果、事務事業評価表としてまとめて公表することなどを求めています。この要望についてはどういう回答をされているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） もとより廃対法に基づくそれぞれのかかわるごみ処理等々、減量化もそうなのですが、本来自治体の固有事務であることには今もって変わりはありません。そういう中で一律に共同処理事務として1市4町の構成の中で、私ども組合が統合協定に基づいて許可権を持ってそれを発動しているゆえんによって私どもの共同処理事務として付していただいておりますので、一体性からすれば固有事務である限り、各市町との共同連携をとりながらやらざるを得ないということは重々承知のことと思いますので、今もそういう部分でごみ減量化検討委員会の設置を例えばいたしておりますけれども、それらについても構成市町と真摯に協議をしながら、今、対応をさせていただいておりますので、この法にのっとる立場について構成市町の事務に改めていただきたいということの御提言、要望も踏まえれば、今も法的には構成市町の固有事務には何ら変わりがないという判断をいたしております。今後ともごみの減量化に向けた対応については構成市町と協議をしながら、それぞれ進めてまいりたいというふうに思っております。

また、それぞれ市との関係で、総合計画、環境基本計画、上位計画、下位計画それぞれありますけれども、それらに位置づけてそれぞれ私どもの事業としての主要成果なども含めて対応していただきたいということについては、これから先ほど申し上げた協議会、あるいは大崎市との協議の中で、そのかわりをどう持たせていくかということについては大いに議論をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうするとこの要望はもともとだと、これまでも努力してきたんだろうけれども、さらにこの要望に沿うように努力していくという御答弁として受けとめてよろしいですね。はい、首を縦に振っているからね。

じゃあ次に移っていきます。

ところで、この一連の桜ノ目地域からの要望というのは、昨年6月15日に桜ノ目地区会長の晴山宗規さん、そして大崎市議会議員4人が紹介議員のような形で提出されておりますけれども、その中において、私はこれはもともとだと思ったんですが、ごみ焼却施設が立地していても快適な住環境が維持され、事業所がふえる、新たに住んでみたい、交流人口が拡大できる地域、これを創造し、先進的なまちづくりに取り組んでいただけることになれば、ごみ焼却等施設整備計画について理解することにいたしましたと、去年の6月の段階からこういった構えだったということが述べられております。生活環境、環境対策、地域課題、その他の課題が細かに列記をされております。

その中には、災害時に地域住民等が一時避難できる施設整備、これは堤防などが決壊した場

合のことなども想定したものだろうと考えられます。それからウォーキング、ジョギング等あそこは大分多いんです、その方々が利用できる公衆トイレがないのでこれを設置してほしい。産業・物流拠点や福祉施設の整備、桜ノ目上の県有地の土地利用として総合スポーツ公園の整備、地域活動拠点整備等による地域振興策として、桜ノ目会館の改修等の支援などがいろいろ書かれております。

もともとあの桜ノ目の地域は、古川市の時代に総合運動公園にするという構想の予定地でありました。縦貫道の整備工事に係る住民の移転場所に県の工業団地となる予定の大西が充てられたために、桜ノ目を工業団地とされた経緯があるのでありますが、その桜ノ目上の県有地への総合スポーツ公園、私は大変結構だと思うのでありますけれども、これらの要望に向かってこれは市だけではできないことがいろいろあるし、広域なり県なりの力もおかりしなければいけないことであろうかと思っておりますけれども、その辺はこの要請書に基本的には応えて、協議会の中でしっかり取り組んでいくということによろしいんですか。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 先ほども申し上げたとおり、当然、広域事務組合だけではなし得ない、各広範にわたった要請、要望でございますので、それらについては大崎市並びに組合とすれば1市4町を含めた形で、先ほど言ったようにこの要請書を短期・中期・長期にすみ分けたときにどう生かされるのかといったことなども含めて、協議会の中で一旦整理をしないとなかなかお答えができない部分もございますので。

私どもでこの種の施設整備をする全国的な対応を見ますと、いわゆる地域還元あるいは地域要望に応える地域振興策として、例えば一例を挙げればその地域の集会所建設に対する助成をしますよとか、あるいはハード的な部分であれば10年間かけて2億、全体枠に10年間で配分しますので、それによってそれぞれハード的な道路を改良するとか、側溝を直すとか、曲がり角を直すとか、そういうものに充てる地域振興策をとっている自治体もございます。

しかしながらこの要請書、要望書を見れば、当然、小沢議員もわかるように、かなり広範な難度の高いものもございますので、それは大崎市等と協議会の中ですみ分けをして精査をした中で、恐らく短期・中期・長期に精査をしないと事が進まないというふうに思っておりますので、そういう形の中で協議をしてまいられればというふうに思っております。

この要請書、要望書が100%、10年かかるか、20年かかるか、30年かかるかわかりませんが、それに近づけるための努力は当然していかねばならないだろうというふうに思っております。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 非常に大事なごもつともな要望がいろいろありますので、今副管理者がおっしゃったような形で進められるべきだと私は思うのであります。

先ほどの熱回収施設整備等協議会の設置要綱の第2条の中に、公害防止に関することが上げられております。市民の中には、新しい焼却施設が完成したら、現在は容量的には処理能力が

ないことも理由の一つとして焼却していない、放射能汚染処理特措法で一般廃棄物扱いで市町村に処理が求められている8,000ベクレル以下の放射能汚染物質の処理が、新しい桜ノ目の焼却施設で行われるのではないかと心配する向きもあるのでありますが、私はそれはこの広域行政事務組合の中でのこれまでの議論の中では8,000ベクレル以下の放射能汚染物質の焼却はできないし、しないということだと思っておりましたが、その辺は私が言っただけでは信用されませんので、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） その懸念性については、当然、私ども施設を持って一般廃棄物として認知をされている8,000ベクレル以下の汚染牧草、汚染稲わらを何とかしてやりたいという共通の思いはあります。しかしながら、焼くだけではそれが完結をするわけではございませんので、それを最終処分する場所もなければ一連的な行為で完結をなし得ません。そういう部分で新設が仮にできたとしても、その汚染された一般廃棄物処理に付する牧草あるいは稲わら等については、当施設においては焼却はでき得ないというふうに思っております。

○議長（佐藤清隆君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） それを聞いて市民の皆さんも安心できるし、また桜ノ目の皆さんも安心できるんだというふうに思います。

初めは真山地区から始まりまして、いろいろありましたけれども、ここに桜ノ目地域から、条件つきということではございますけれども、協議会を設置して地域振興、これらに真剣に取り組んでいくという構えを評価していただいて、あの場所で西地区の熱回収施設ができる方向で事が進むようになりましたことは大変結構なことだと思っております。

桜ノ目からきょうは区長さん方が傍聴においででございますが、御協力をいただくことになりました桜ノ目の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、広域行政事務組合で一生懸命この問題の解決に当たっていただきました皆さんには大変御苦労さんでございました。これからも気を引き締めて事業をしっかりと完成させて、地域住民の期待に応えられますように一層の努力を御期待申し上げます、私の質疑を終わります。

○議長（佐藤清隆君） 次に進みます。

4番只野直悦議員。

○4番（只野直悦君） 通告に従いまして質疑いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

一般会計補正予算（第3号）の補正予算に関する説明書の7ページ、4款3項1目ごみ処理施設管理運営費の中の熱回収施設等整備事業費16万円増の内容についてでありますけれども、改めてお伺いをいたします。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） ただいまの平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算のごみ処理施設管理運営費の熱回収施設等整備事業費16万円の増の内容についてお答えいたします。

16万円は、土地買収及び物件移転補償の契約に係る印紙税法による印紙代になります。
よろしく願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 印紙代ということで、わかりました。了解いたしました。

先日、2月10日に桜ノ目会館で地元説明会がございまして、私も地元の区長さんに御案内をいただきまして出席いたしました。

9月の説明会のときには、土地区画整理の一部変更の話がなかなかまとまらなくて、そのまままで終わって私も大変残念な思いがあったんですが、今回も一部その思いを少し持ちながら出席いたしました。

当日は大場副管理者、それから瀬戸事務局長を初め関係課長、職員の皆さん、大崎市からは松ヶ根部長、それから関係課長、職員等が来まして、住民の皆さんに本当に懇切丁寧に説明されたと思ひまして、本当にわかりやすかったなど、パワーポイントでの説明もかなりわかりやすく、時間はかかりましたがわかりやすい説明だなと思ひました。

特に大崎市の政策の中にもこれから入れていくという答弁もありましたし、あるいは先ほど小沢議員の質疑でもありましたが、協議会設置が2月25日にやるということで、この協議会設置の要綱を見ましたけれども、特に7条に提言された事項については最大限尊重するということがありますので、このことにつきましてもかなり前からいろんな形で、いわゆるここに至るまで御努力されたんだなど、あるいは連携をとりながら2月10日の会議を開いたんだなどと思ひまして、まずは敬意を表したいと思っております。

いわゆるこの協議会の役割というのは、私は本当に非常に大きいものだと思っておりますし、その協議会の委員、組織は学識経験者を初めとして18人程度となっておりますけれども、現在のところどなたが会長職になる予定なんでしょうか。関連でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） まだ会長、副会長については、当然互選となる内容になっておりますので、今はまだ事前の協議はいたしておりません。恐らくこれまでのいろんな協議会の流れからすれば学識経験者を登用いたしておりますので、その中から1名会長職になり得る人材が当てはまるだろうというふうに思っております。

あとは、これもきょうお二人の区長さんもいらしてまして、真摯にこれまで議論をしながら整理をし、住民説明会には精査した中で説明の内容を出しておりますので、そういう意味では本当に真摯に対応していただいておりますということはこれからも否めない事実でございますので、そうした話し合いの中で人選を進めていければいいなという思ひでおります。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） まだ開く前の段階でお聞きいたしまして恐縮でございました。会長職あるいは副会長職、地元の方からも多分出られると思ひますが、ぜひ良好な関係で進めていただきたいと思います。

例えば熱回収施設、この間余熱利用の計画をお聞きいたしましたけれども、現在のところ発電を主に考えているようでありますが、住民の皆さんから地域貢献として、あるいは余熱利用の可能性の中で温水の活用等々、そのような可能性もこれから考えられるかどうか、その辺のこともお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 国の交付金条件が熱回収ということで、やっぱり熱源をとってその施設の維持管理なり、あと使える熱量を無駄にしないで対応せよというメニューになっていますので。ただし、処理能力によって熱カロリーというのは違いますので、例えば仙台みたいに300トンクラスであれば若干沸かしても温水プールに使えるとか、そういう類いの能力も持ち合わせるようになりますので、私どもの処理能力からすればそこまではちょっと大々的になるのかなという思いでもおりますので、それらについても私どもから出る熱カロリーによる熱源によってどの程度の施設対応ができるのか、そういうこともきっちり協議会の中でいろいろ説明し、いろんな知恵を出し合って対応してまいりたいというように思っております。

余り、今只野議員がおっしゃったような大々的な熱回収ということまでには、処理能力からすればいかんせん、おぼつかないだろうというふうには思っております。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） わかりました。能力があるということで、その中での可能性を見出しながらということでございますので、わかりました。

次に、債務負担行為の補正についてであります。これにつきましては小沢議員の質疑でもありましたけれども、3月議会に提案したいということでございますので、この14億7,727万3,000円の内訳についてはそのときに多分説明があると思います。このいわゆる交渉中というか進行中でありますけれども、交渉、契約の進捗状況というのは順調なんでしょうか。その辺のところの進みぐあいについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） ただいまの答弁でございますけれども、進捗につきましてはこれから今回補正を組みまして14億の金額を限度額としまして交渉をしていきたいと思っております。それで仮契約を行いまして3月の議会に提案すると。そこで本契約を承認していただきたいと考えておるところでございます。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 交渉は3件ということでもありますけれども、今までも何度か、非公式かどうかわかりませんが接触していると思いますが、その辺の状況等は伺ってよろしいでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 御心配でのお尋ねだと思いますけれども、上限設定といえども債務負担行為として提案する限りは、ある程度煮詰まっていなくてその意味が薄れますので、ほぼ合

意形成にはなりつつありますけれども、これから限度額の範囲の中でいろいろ微調整する部分がございますので、おおむね煮詰まっていると言っても過言ではないというふうに思っております。

1個人、1事業所、そして大型事業所と、この3物件でございますので、3月25日定例議会の際の議案提案の際は、もう少し詳細に御説明ができる予定になるだろうというふうに思っております。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） はい、わかりました。

先日の説明会で、都市計画の変更ということで地元の皆さんに同意をいただきまして、意見書もいただいたわけでありましてけれども、当初は年度内かなと思っていたものではございますけれども、これから4月中・下旬に市の都市計画の審議会を経て知事の同意、官報の告示ということで、前よりも何カ月かずれると思いますが、今後の工事に関するスケジュールについては従来どおりの姿でいくのか、その辺のところを確認したいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 羽田施設整備課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 工事のスケジュールにつきましては従来どおりです。28年度に工事の入札をとり行いまして、29年の4月よりは工事着手していきたいと考えておるところでございます。

今年度、28年度には実施設計協議を行うように。実施設計には四、五カ月費やすことから、28年度末に入札がとり行われればよろしいのかなと。（「リサイクルセンター。熱回収」の声あり）済みません。今のは熱回収ではなくて、リサイクル施設のほうの工事となります。最終的には36年度に全体が完成する予定で進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） 余り変更はないということでございますが、熱回収のほうは33年度に供用開始でいいんですね。

○議長（佐藤清隆君） 羽田課長。

○施設整備課長（羽田昌勝君） 熱回収の供用開始につきましては、34年度の4月に供用開始になります。その後に計量棟とかの動線等、36年の解体等を全部含めまして、最終が36年度ということになります。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 只野議員。

○4番（只野直悦君） はい、わかりました。

工事が33年度までですね。了解しました。

この施設は大崎広域にとっては、本当に皆さんにとってはなくてはならない施設でありますので、これからの推進協議会を中心に地元の方々に寄り添う形で検討され、今後、順調に整備事業が前に進みますように、心から期待申し上げまして私の質疑を終わります。

○議長（佐藤清隆君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） ないですね。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤清隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成27年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成28年第1回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会

午後4時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年2月16日

議 長 佐藤 清隆

署 名 議 員 只野 直悦

署 名 議 員

山 岸 三 男